

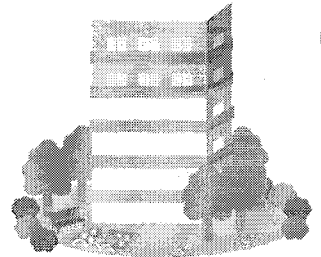
老朽化した分譲マンションの円滑な建替え・改修のため アドバイザーによる情報提供・検討書作成費を助成します！

■ 制度の概要

分譲マンションの円滑な建替え・改修を支援するために、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用した管理組合等に対して、その派遣費用を助成します。

■ 助成対象建築物

- Aコースにおいては、市内に存する分譲マンション
- Bコースにおいては、築30年以上の市内に存する分譲マンション
※ここでいう分譲マンションとは、次の全てに該当するものをいう
 - 区分所有法の適用を受ける共同住宅（木造であるものを除く）
 - 2以上の住居の用途に供する専有部分がある
 - 耐火建築物又は準耐火建築物である



■ 助成対象者

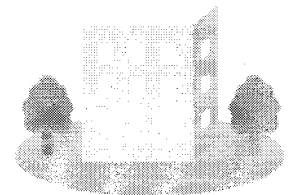
分譲マンションの管理組合（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で、市長が認めたもの）

■ 助成金額

- ◇Aコース 派遣費用の全額（消費税込）を助成します。
 - ◇Bコース 派遣費用（消費税込）の2/3で、限度額36万円（千円未満切捨て）までを助成します。
- ※ただし、テキスト・資料代や派遣のキャンセル料は助成の対象外となります。

■ 助成の回数

- ◇Aコース 同一の管理組合等につき、4回まで
 - ◇Bコース 同一の管理組合等につき、1回まで
- ※各コースの詳しい内容は、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターのパンフレットをご覧ください



■ 申込み方法

① 申請時

- 武蔵野市分譲マンション再生支援事業助成事前相談カード（第1号様式）
- 武蔵野市分譲マンション再生支援事業助成交付申請書（第4号様式）
 - 分譲マンション再生支援事業助成に係る消費税仕入税額控除確認書（参考様式）
 - 利用の決議が分かる書類（Bコースを利用する場合）
 - 建築確認年月日が確認できるもの（Bコースを利用する場合）

② 完了時

- 武蔵野市分譲マンション再生支援事業助成完了届（第10号様式）
 - マンション建替え・改修アドバイザー派遣書の写し
 - 領収書または派遣料を支払った事実のわかる書類の写し
 - 検討書の写し（Bコースを利用した場合）
- 武蔵野市分譲マンション再生支援事業助成交付請求書（第12号様式）

■ 事業主体

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課
〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル8階
電話 03-5466-2103 FAX 03-5778-2791

お問合せ先 武蔵野市住宅対策課 電話0422-60-1905

分譲マンション再生支援事業助成金を受けるまでの流れ

